

様式第1号（第5条関係）

審議会等会議録概要

	平成29年度第2回久喜市障がい者施策推進協議会
開催年月日	平成29年8月18日
開始・終了時刻	午後1時30分から午後4時10分
開催場所	鷺宮総合支所 407、408 会議室
議長氏名	櫻井 邦夫
出席委員（者）氏名	別紙のとおり
欠席委員（者）氏名	小林聖司委員、山路久彦委員、末吉幸人委員
説明者の職氏名	山崎障がい者福祉課長、岡田主幹、赤根担当主査
事務局職員職氏名	宮澤福祉部長、奥谷福祉部副部長、坂東菖蒲福祉課長、田中栗橋福祉課長、中村鷺宮福祉課長、山崎障がい者福祉課長、岡田主幹、鳥海課長補佐、長田係長、赤根担当主査、社会構想研究所片平氏
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 議事 <ol style="list-style-type: none"> 1) 第4期久喜市障がい福祉計画の進捗状況について 2) 第2次久喜市障がい者計画（素案）について 3) その他 3. 閉会
配布資料	別紙のとおり
会議の公開又は非公開	公開
傍聴人数	0人

様式第2号（第5条関係）

審議会等会議録

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
<p>司会 (山崎課長)</p>	<p>皆様、こんにちは。本日は公私とも大変お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。ただいまから平成29年度第2回久喜市障がい者施策推進協議会を開会させていただきます。私は本日の司会を務めさせていただきます障がい者福祉課長の山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本協議会では、久喜市障がい者施策推進協議会条例第4条第2項の規定によりまして、会議の成立には委員の過半数の出席が必要となっております。本日は、委員20名のうち17名の出席をいただいておりますので、成立していることをご報告申し上げます。なお、会議録は全文記載で公開をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>～配付資料確認</p> <p>それでは、お配りいたしました次第に基づきまして会議を進めさせていただきます。初めに櫻井会長から開会にあたりましてのご挨拶をいただきたいと存じます。櫻井会長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 (櫻井会長)</p>	<p>皆さん、こんにちは。本日は、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>さて、昨年7月26日に相模原市の津久井やまゆり園で発生しました殺傷事件から早くも1年を経過したところでございますが、その衝撃と不安は今でも多くの方々の心を波立たせています。本日は1年経過したばかりですので、改めまして皆さんと共に亡くなられた方々のご冥福を心からお祈りしたいと思います。そして、このような悲惨な事件が二度と起こらないようにするには、身近な差別・偏見意識をまず変えていくということが一番重要なこととされているところでございます。</p> <p>本日は、障がい者計画の素案が提示されますので、現状と課題を踏まえまして、ご意見やご要望、ご提言などをいただきながら、前向きにざっくばらんに協議してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>今配りましたものは、津久井やまゆり園の事件を契機に神奈川県が最近作った憲章でございます。参考までにお目通しいただければ幸いです。</p>
<p>司会</p>	<p>ありがとうございました。それでは議事に移らせていただきます。議長</p>

(山崎課長)	につきましては、久喜市障がい者施策推進協議会条例第4条第1項の規定に基づき、櫻井会長に議長となっただきまして議事進行をお願いしたいと存じます。櫻井会長、よろしくお願いいたします。
議長 (櫻井会長)	ご指名ですので、議長を務めさせていただきます。座ったまま進行を続けますのであらかじめご了承をお願いします。 最初に議事録の署名人をお願いしておきますが、今回は赤池委員さん、櫻井委員さん、よろしくお願いいたします。 さっそく議事に入らせていただきます。最初は、第4期久喜市障がい福祉計画の進捗状況につきまして、前回もちょっと触れておりましたが、その補足も兼ねまして説明をよろしくお願いいたします。
事務局	～議事1 資料1-1・2
議長 (櫻井会長)	ありがとうございました。今の件に関して何かございますか。もう少し詳しく聞きたいとか確認したいとかいうことがありましたらお願いします。
櫻井委員	就労移行支援事業のことで、これは久喜けいわさんのみということですが、そうすると個人的なことになってしまうので聞いていいのかわからないのですが、結局移行できなかった理由があるかと思うのですが、その大きな要因となっているのは何でしょうか。答えられなかったらいいです。個人的なことになったら申し訳ないので。地域的な要因とか。
事務局	移行できなかった理由につきましては久喜けいわさんから直接伺っておりませんので、この場でお答えできない状況です。大変申し訳ございません。 就労移行の状況ですが、平成29年3月31日時点で就労移行を利用していただいた方、市内で就労移行を利用された方が8人いたという状況です。その8人のうち、就労移行支援事業所から一般就労につながった方が2人ということで伺ったところでございます。就労移行率が30%に到達していれば、目標達成となりますが、平成28年度の就労移行率は25%ということでした。
議長 (櫻井会長)	今日は松本委員さんが出席しているので、個人的要因ではなくて、何かわかっていますか。もしわかればお願いします。
松本委員	私も担当ではないので、わかりません。
議長 (櫻井会長)	ということで、とりあえずご了承ください。
小林(芽美)委員	私の息子は就労移行支援を利用していただいで古河市にいますけど、市外にいるということはカウントされないということですね。事業者が市にあるということですか。

事務局	そうです。おっしゃるとおりで、事業所が市内にある事業者の就労移行者数ということで数値のほうを計算させていただいております。
小林（芽美） 委員	ここで就労移行支援のサービスをいただいているのですよね。それで外に出るといのは、そのカウントはもう古河市が計算されるということですか。お金はここから下りているのですか。
事務局	市外の事業所を使っている市内在住の方につきましては⑤の利用者数に含まれております。
小林（芽美） 委員	例えば、そこから一般就労したとしてもカウントされないのですか。
事務局	その場合につきましては、④の福祉施設から一般就労に移行した方というところに数値が入ってきます。
議長 （櫻井会長）	どちらかに入っているということでご了承ください。ほかにございますか。なければ、本日のメインテーマに入らせていただきます。第2次久喜市障がい者計画の素案につきまして、説明をよろしく申し上げます。
事務局	～議事2 資料2
議長 （櫻井会長）	ありがとうございました。長時間の説明でしたので、ここで10分ぐらい休憩を取り、早速協議に入っていきたいと思っております。2時55分まで休憩にさせていただきます。よろしく申し上げます。
	～休憩
議長 （櫻井会長）	再開させていただきます。最初に松本委員さんから、先ほどの櫻井委員さんからご質問のあった就労移行支援の確認ができたようです。先ほど個人的な要因かどうかははっきりしなかったのですが、現状を確認していただきましたので、よろしく申し上げます。
松本委員	久喜けいわのほうに確認を取りまして、就労できていなかった利用者さんですけれども、去年に関して、一般企業への就労の意識は非常に高くて実習とか取り組んでいるのだけれども、社会性とかの意識が継続しなかったり、仕事の技術面、その辺がなかなか、まだそのレベルまで達してなくて就労には至らなかったという状況でございます。人によっては期間2年ということはあるのですが、1年延長してもうちよつと頑張ってみるということで継続して取り組んでいます。それに対して、職員も支援をしていく、今はそういう状況になっております。
櫻井委員	では、企業側から断られたというわけではないということですか。
松本委員	そうですね。技術面の部分でまだ話はあると思うのですが、障がいを理由にとか、そういうことではないそうです。
議長 （櫻井会長）	よかったですね。職員共ども頑張っているようですね。ありがとうございました。

	<p>それでは、さっそくこれから障がい者計画全般につきましてどんなことでも結構ですから、ご意見やご要望等々いただきたいと思っています。お願いします。市のほうから何回も説明がありましたように、まだ素案的なもので、たたき台に近いものですから遠慮なくご意見をお願いします。</p>
桜井委員	<p>まず現状のグラフからですが、私、前回療育手帳を所持しているお子さんだけではなくて、支援を必要としているお子さんの数ということはどうですかということをご提案したのですが、支援学校の生徒とか特別支援級の生徒さんの人数とか、そういうのは出ているのですが、実際に通常学級にいて支援計画を立てているような、そういうお子さんの数は把握するのは難しかったのでしょうか。</p>
議長 (桜井会長)	<p>事務局で確認していますので、その間、次に行きます。難病のことで何かありますか。</p>
鈴木委員	<p>11 ページの(4) 難病患者の現状ですが、こちらに使われている用語が現在の難病法が始まる前の要綱の時代の用語になっていますので、現在の用語に訂正していただくことを提案します。具体的には、特定疾患医療受給者数が、現在ですと「指定難病医療給付者数」になるかと思われます。小児慢性特定疾患を含むとなっていますが、現在では「特定疾病」となります。そうすると、図表4のほうも「指定難病医療給付者数」に変わると思っていて、特定疾患は「指定難病」、小児慢性特定疾患は「小児慢性特定疾病」に変わると思います。指定難病は20歳以上の難病の人の人数のことで、小児慢性特定疾病というのは18歳未満、お子さんの難病患者さんという2つに分けてあるので、そこを明確にさせていただく必要があると思います。下の総数についても、人数のほうはこれでいいのかもしれませんが、項目のところは特定疾患は「特定難病」になって、小児慢性特定疾患は「特定疾病」に変えていただいたほうが、これからのものとしては適用しやすいと思います。</p> <p>それに伴い、50 ページの下から2段目「難病患者見舞金支給事業」の内容の部分で、受給者証がいろいろ羅列されているのですが、これも現在、指定難病医療受給者証と小児慢性特定疾患医療受給者証の2本に限定されていると認識しています。</p> <p>119 ページの「市単独事業」に記載されている「難病患者見舞金支給事業」の事業の内容の説明についてはこのとおりだと思います。ここは今の状態に適していると思いますので、ご検討いただければと思います。</p>
議長 (桜井会長)	<p>確認しますが、50 ページの「県単独指定難病医療受給者証」と書いてありますね。</p>
鈴木委員	<p>県単独にしても指定難病には変わりはないので、受給者証自体も同じで</p>

	す。
議長 (櫻井会長)	<p>そうですか、子供と成人で、わかりました。難病法に基づく改正だそうです。よろしくをお願いします。</p> <p>桜井委員の件は教育委員会で確認しないと無理だそうです。ご了承ください。ほかに何かございますか。</p>
赤池委員	<p>7ページの身体障害者手帳の交付のことですが、前回の計画書では下の「内部障がい」を細かく、心臓とか腎臓とか呼吸器とか分けて記入してあったのですが、今回もこのように分けていただければと思います。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。こちらはご意見を踏まえて変更させていただくよう検討いたします。よろしくをお願いします。</p>
中城委員	<p>9ページの精神障がい者の現状で、総数が平成24年は769人、平成29年にはほぼ5割、47%増加で1,131人になっています。知的障がい者の現状では「うち18歳未満」というパーセンテージが出ているのですが、精神の場合は認知症の方も精神科で入院されている方がいらして、精神科のほとんどを最近では認知症の人で占めているという現状もあって、メンタルクリニックで診てもらっている人が多いのですが、精神科はほとんど認知症の高齢者の方が多くなって、この精神の障がい者の中にはいったい認知症の方がどのぐらいのパーセンテージでいらして、だいたい発症するのが精神の場合には17、8歳ぐらいからで途中障がいになるのですが、ちょっと複雑ですが、年齢をもう少し詳しく見れるかと思います。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。いろいろと市のほうで把握している数値を確認させていただきまして、できる限り詳しいものを盛り込んでいけるよう考えてみたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
議長 (櫻井会長)	<p>今みたいにもっと詳しくとか、訂正、間違っていることがありましたらお願いします。</p>
桜井委員	<p>今の回答について伺いたいのですが、認知症の方は精神障がいの手帳を取っていらっしゃる方もいるのですか、いらっしゃらないのですか。</p>
事務局	<p>認知症の方で精神障がいの手帳を持っている方もおります。実際に手帳の交付は行っております。</p>
桜井委員	<p>わかりました。ということは、かなり幅広く考えて。もともと障がいがあって認知症になったのか、全然関係なく認知症になったという、全然障がいがないで認知症になったという方も入っているということですか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりで、認知症の方についても精神障害者手帳の交付の対象ということで、医師の診断書に基づいて交付をさせていただいております。そちらのほうの認知症の方も手帳の交付を行っております。その方も含めて精神障がい者の方の対象ということで、手帳の交付ということで入</p>

	れさせていただきます。ありがとうございます。
桜井委員	わかりました。ありがとうございます。
鈴木委員	事務局のほうに質問させていただきます。46 ページの上段⑥の「地域自立支援協議会の促進」の部分ですが、実は難病のほうも難病法の施行と同時に保健所が中心となって新しい組織というか、難病患者の支援体制の整備を図るために関係機関とか患者団体の関係者で構成して難病患者の支援を促進するという協議会みたいなものが発足したというふうにされているのですが、おそらくそれをやっているとしたら行政の担当の方も出席されていると思うので、実際にそういうことが行われているかどうかをお聞かせいただきたいのですが、保健所は回答なしなので。要するに、障がい者の自立支援協議会の難病版というものが一応発足しているはずなんですけれども、それを幸手保健所圏域がやっているかどうかということです。保健所圏域ごとに行われているはずで、北部とか西部とかではやっているのですけど。
事務局	ご質問のほうですが、自立支援協議会の中で難病の、幸手保健所がもともと管轄する自治体の中で協議会を作られているのですけれども、その中で難病についての協議ということでは今のところ福祉部会の中で集まりとしては行ってはいないです。ただ、保健所の管轄としては、保健センターあるいは健康医療課のほうにそういう情報があるかもしれないので、確認をしてみたいと思います。
議長 (桜井会長)	事業所のほうからも何かないですか。ぜひお願いします。ざっくばらんに進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。
桜井委員	67 ページですが、特別支援教育の充実というところで、ここにいろいろ良いことが書いてあるので、このとおりにやっていただけたらと思います。実際に通常学級とかにいる支援員さんは調整をして休むようにと言われていて聞いています。結局時間数を調整されて、今までよりも勤務時間が減ってしまったということで、そうすると最後まで付いていられないとか、日にちを休むようにということを伺っています。それは財政的に厳しいのだと思うのですけど、共生社会に向けて障がいの方たちも一緒になるとやはり支援が必要なので、その支援にお金を使っていたきたいなというのが私たちとしての希望です。それが1点目です。ですので、ぜひ支援員さん、ちょっと言葉が出てこないのですけど、支援の充実というところに時間的な確保を入れていただきたいと思います。
議長 (桜井会長)	支援員というのはヘルパーさん、資格を持った人がいますよね。学校へ行って身の回りを、支援する人ですか。
桜井委員	身辺自立とかそういう感じではなくて、学校の、例えば固まってしまう

	お子さんで体育の移動ができないとか、あと勉強の支援をする、それを支援員さんと言います。
議長 (櫻井会長)	久保田先生、学校の状況はいかがでしょう。
久保田委員	特別支援学校には支援員はおりません。地元の小学校なり中学校で支援学級なり通常学級なりで支援員さんはいらっしゃるかと思います。そこら辺、私はよくわかりません。市町村の予算からというところだと思います。
奥澤委員	いや、いる所といない所があります。障がいによって違いますから。県立学校の場合は、私は養護学校にいたことがあるのですが、支援員ではなくて補助員というかたちでした。指導員という方もおまして。小・中学校には、今お話ししたようにいるのですが、県立学校の場合は校長さんが県教委にお願いをして付けるとか。だから、ある所とない所があると思います。今もそうだと思います。昔もそうでしたから、昔という言い方はおかしいけど、10年20年前は。
議長 (櫻井会長)	その辺はもうちょっとここにきちんと充実を明記すべきだと思いますか。
桜井委員	充実というよりも、時間数の確保です。時間数がどんどん削られているのです。
議長 (櫻井会長)	事務局で、検討するということがよろしいですか。よろしくお願ひします。 ほかにありますか。
小林(芽美)委員	67ページの続きですが、この目標で「継続実施」と書いてあるところは拡大はしないということですか。
議長 (櫻井会長)	拡大も含めてでしょうね。
事務局	目標の部分に書かれている「継続実施」や「拡大」、「継続」は、ここの考え方は今やっている内容を生かしてそのまま続けていく、対象者が増えることについても受け入れることについては、「継続実施」という考え方でいいと思います。内容をさらにステップアップして、もっと充実していくということであれば「拡大」となるだろうと思います。その部分をどう表現するかということで、対象者が増えることについては「継続実施」、内容を今よりもちょっと増やすということであれば「拡大」という考え方をしています。事業として、これについては継続していくよということの表現だと考えております。
小林(芽美)委員	例えば人数がもっとどんどん増えているので、それをもっと増やしてほしいという要望とかはどうすればよいですか。

事務局	<p>今のお話で、1つの事業があったとして、利用する方の人数が増えているので、例えば先ほどの桜井委員さんのお話だと予算が限られているからということで、これもどんどん削られていっているということがあったとしたならば、それは事業を継続するためには、その分の予算を確保していかなければいけないのではないかと考えるようにはしています。そういうふうにて維持していくよう考えていく必要があるだろうと思います。計画として、継続を掲げるということは、少なくとも今の状態を続けていこうということですから、利用者が増えたとしてもそれを使えるような、行き渡るような仕組みを十分整えていく必要があるだろうと考えています。</p>
小林（芽美）委員	<p>例えば「ことばの教室」で通級教室の充実とあるのですが、障がいのある子の親の話を聞くと、通級教室に行きたいけれどもいっぱいだから無理ですよということがあるのですが、やっぱり行ったらよかったという話をされるお母さんもいて、だから求める人は行けばいいのにとおもいます。ただ、そういう思いはなかなか伝えるチャンスがないので、私は言おうと今思っているのですが、やっぱりお金の面とか環境状況で仕方がないかもしれないけれども、現場はもっと欲しいなと思っているという状況はあるのだと思います。そういうときはどうすればいいのですかね。</p>
議長 （桜井会長）	<p>簡単に言えば、継続でなく拡充じゃないかということですね。</p>
事務局	<p>この協議会の場でおっしゃっていただいていることは、もちろん計画を今回作っていることも含め、今後の施策についてのご提案としても受け止めております。今回の件につきましては、担当するのが指導課になると思っています。今後、皆様からいただいた意見を今度は庁内で、担当者を集めて会議を開きますので、その上でお伝えをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。</p>
議長 （桜井会長）	<p>教育委員会との連携の中で考えるということです。</p>
奈良委員	<p>今の桜井さんに関係してですが、特別支援教育の充実で時間が減らされているということをお伺いしましたが、そこに携わる指導員というか支援員さんは足りているのでしょうか。とても大変な仕事なので、きちんとそこが充実しているのかなということが気になりました。私は学童の指導員をさせていただいているのですが、学童の現場はとても指導員さんが大変な仕事なので長く続かず離れていってしまうと思います。同じく大変な仕事で、それで時間を減らされるなり、もし予算を取っていただけなかったら、そこに支援する指導員さんとか支援員さんはやりがいか、そういうものに悩まれながら勤めているのかなということを疑問に思いました。処</p>

	<p>遇改善事業とか補助というものがそこにあるのかなと思いましたが、質問させていただきました。</p>
<p>議長 (櫻井会長)</p>	<p>指導員の確保、充実ですね。</p>
<p>奈良委員</p>	<p>はい。今足りているのかということです。</p>
<p>議長 (櫻井会長)</p>	<p>教育委員会と今後連携を深めながら、その辺も事務局でご検討いただければと思います。</p>
<p>奈良委員</p>	<p>充実という部分は大切だと思うので、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長 (櫻井会長)</p>	<p>教育委員会と調整するそうです。よろしく願いします。</p>
<p>小林（芽美） 委員</p>	<p>68 ページの「インクルーシブ教育体制の整備・充実」で、いろいろな計画に掲載されているということだったのですが、何を見ればいいのか教えていただきたいです。</p>
<p>事務局</p>	<p>久喜市のほうで今計画を策定させていただいているもので、今年度取り組んでいるものとして、久喜市総合振興計画の後期基本計画を策定しております。この計画は前期と後期に分かれており、それぞれ5年ごとの計画でございます。先月に市のホームページや広報紙などを通してパブリックコメントを実施しております。この久喜市総合振興計画の後期基本計画にインクルーシブ教育体制の整備が盛り込まれております。</p> <p>また、もう1つ今年度策定しているもので第2期久喜市教育振興基本計画がございます。この計画につきましては、30年度から34年度という5年間の計画ですが、こちらも先月だったと思いますが、パブリックコメントを実施しております。募集は終わってしまったのですが、その計画の中にインクルーシブ教育体制の整備・充実という項目が入っております。その中で先ほどお話しいただいた教育活動指導員とか教育活動支援員、教育活動看護支援員の配置、支援体制の強化も、この計画に入っております。こういったほかの計画との関連性を、今後この障がい者の計画で盛り込んでいくことも含めて検討をしていきたいと考えております。</p>
<p>議長 (櫻井会長)</p>	<p>よろしいですか。そういう動きになっているそうです。今後その計画との整合を図りながら、こちらでも再検討するそうです。</p> <p>ほかにもございますか。</p>
<p>桜井委員</p>	<p>実は私、事前に障がい者福祉課の職員の方に電話をして、これとこれを聞きたいという質問を出していたのですが、その中で地域生活支援拠点についてというところで、先ほど説明していただいたのですが、もう少しお話をしてもらえますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局でございます。ただいまの桜井委員からのご質問でございますが、</p>

計画のほうですと 41 ページの上に⑤「地域生活支援拠点の整備」とあります。この地域生活支援拠点というものがそもそもどういうものかということですが、これは第 4 期計画に位置付けられた項目で、そもそも国は 29 年度までに整備を目指すようにと示していたわけです。しかしながら、この内容は非常に曖昧な部分もありましたことから、全国的にあまり整備が進まなかったという実態があるようでございます。久喜市でもこちらについて、検討するようなことで前の計画に位置付けをしております。この地域生活支援拠点とは、「障がい児・者が住み慣れた地域で安心して暮らして行けるよう、居住支援のための機能（相談、体験の機会と場、緊急の受け入れと対応、専門性、地域の体制づくり）を強化するため、これらの機能を付加した拠点や地域における複数の機関がこれらの機能を分担して担う体制を整備する」というものでございます。

体制の作り方というので国が示しているものが大きく 2 つございます。1 つが多機能拠点整備と申しまして、今ある資源、例えば相談支援事業所、サービスを提供する事業所、病院とか、障がいのある方を取り巻くいくつもの関係するところ、それらの資源が今の状態はそれぞれ困ったときに直接そこにその状態を相談するという仕組みです。これが、困ったその人が例えば市に相談すればいいのか、それとも相談支援センターに相談をすればいいのか、もしくはその事業所に直接聞かなければならないのかということが不明確と言いますか、知識のある方はわかるのですが、知識のない方はどこにどのように相談すればいいのかわからず、なかなかわかりにくいということがあるようです。こういう結び付きが地域によってきちんとできている所と、あまりできていない所があるということで、これを地域の中で作りましょうということになっています。

そして、障がい者が重度化、高齢化したときの対応や、親亡き後を見据えて、その地域で安心して居住できる、住んでいけるような支援体制を地域に作っていきましょうという考え方です。多機能拠点型というのは、それらを 1 か所に集めましょうという考え方です。それから、もう 1 つは、今ある資源を活用して充実していくという面的整備型です。まず、多機能拠点型というのは、例えば、緊急的な相談の受け入れや、短期入所の受け入れなどが考えられます。例えば親と 2 人で住んでいるケースで、親が入院しなければならなくなった場合、そうすると障がいのある人が家で独りになってしまうことへの対応として、急遽ショートステイを使いたい。こういうことは今まで自分たちで探さなければならなかったのですが、いつでも相談できる体制を整備して、そういうつながりをつくっていく。そのことによって、障がいのある人が生涯にわたって地域で安心して暮らして

	<p>いける。また、その家族が将来の様子をイメージすることができるというものでございます。</p> <p>この地域生活支援拠点につきましては、平成 32 年を目途に各自治体の単位で整備をなさいたいということが今回国から示されたわけでございます。これを受けまして、久喜市におきましてもこのかたちを作っていきたいということを今回の計画に掲載させていただくということでございます。ただ、この内容といいますか、具体的な部分につきましては、国から全て示されているのではなく、全国で取り組まれているいくつかの状況を参考に考えていくことになると思います。その内容について、いくつか調べますと、その市とかその地域の状況で、違いがあるようでございます。事業所がたくさんある所とない所、例えば高齢化が進んでいる所であったり、地域の内容が違うので状況が違いますから、最も必要と思われることに取り組んでいくというような考え方のようでございます。</p> <p>久喜市におきましては、平成 32 年に向けてこうした内容をきちんと調査しながら、どのようなかたちが望ましいかということを検討し、その際にはこちらの協議会でまたご相談をさせていただくことになると思いますが、久喜市としてのあり方につきまして検討しながら、その設置につきまして目指してまいりたいと考えております。</p>
桜井委員	<p>ありがとうございました。ぜひ久喜市で一番大きい所は啓和会さんなので、どのようにお考えなのかを聞いてみたいところもあったのですが、そういうお話は出ているのでしょうか。</p>
松本委員	<p>啓和会としましてもできる限りの施設ということで話はありますので、個別の事例等々あると思いますので、そのときの状況に応じてできる限りの対応をしていくということでは話はあるということで答えておきたいと思います。</p>
議長 (櫻井会長)	<p>啓和会さんに今後期待しておりますので、よろしくお願ひします。ここで野口さんに聞きたいのですが、今回は従来と比べて社協の事業はかなり盛り込まれていますね。その辺で何か、もう少し載せてほしいとか、ありますか。</p>
野口委員	<p>ありがとうございます。社会福祉協議会も市と一体になって障がいに対する理解とか充実、推進というところを担っていく部分になるので、細かいところ言えば、例えば 31 ページの②「福祉教育の充実」と 32 ページの③「地域住民との交流の推進」を今回あえて分けていただいたところですが、2 番目の「小・中学校のボランティア、福祉教育の充実」ということで先ほどから話題に出ている指導課、教育委員会が出ていて、「高齢者・障がい者疑似体験の実施」が出ていますが、実際は社協のほうで学</p>

	<p>校さんにPRをして、ぜひ授業で福祉教育の理解を進めてほしいという投げかけもやって進めているところがありますので、こちらの項目にはぜひうちの社会福祉協議会も入れていただきたい。</p> <p>その下に「福祉教育の推進」で学校での福祉体験の実施もあるのですが、今福祉教育ですごく言われていますのは、子どもには結構力は入れているのですが、一般の住民の方に、特に地域福祉とか福祉は大事、身近なことだということをどれぐらい理解してもらっているかというのが、社協の内部では結構大きな課題になっています。子どもさんにはいろいろな場面で触れていただいたり、体験していただく機会を小学校から盛り込む努力は我々ずっとしてきたのですけれども、地域住民の方に投げかけていただくような機会というのはちょっとできていないかなというのが私どもの反省点になりますので、社協のところに書いてある「福祉教育の推進」の学校の部分はあえて抜いていただいて、住民全般に対しての投げかけのところ、上の「小・中学校の」とはっきりうたっているところにつきましては社協のほうにも入れていただくと少し文言の整理になるかなというところがあります。</p> <p>もう1点、71ページの②「スポーツ・レクリエーションの振興」を生涯学習・スポーツ・文化活動の項目で出させていただいているのですが、結構社協に今相談があるのは、日中活動は例えば通所とか学校とかである程度サービス等、また教育を受けながら、障がいのある方、支援の必要な方の充実は図られてきています。まだまだという部分もあるのですが、余暇活動のところ、例えば家に帰った後とか、普段土・日・祝日、長期休暇中、皆さんは旅行に行かれたり交流されたり、一人の人間として、家族として、また地域の方々と、子どもたちというふうにと聞いているのですが、障がいのある方はその余暇活動には支援をすごく必要としているにもかかわらず、なかなか応援してくださる方が少ないということをよくご相談いただくので、その項目でスポーツの促進と余暇活動の支援でフレンドシップ学級が出ているのですが、もうちょっと膨らませて充実させていくような、またそれを応援していくような手立ての項目を少し入れていただくのもいいのかな。あと、その中では我々のほうでも協力できること、やっていかなければいけないことが盛り込めるのかなと考えておりました。</p>
議長 (櫻井会長)	<p>ありがとうございました。今後、改めて社協と調整していくということでよろしくお願いします。ほかにございますか。</p>
櫻井委員	<p>2点ありますが、まず69ページの「保育所等巡回支援事業」で、この内容にも「保育所等」と書いてあるのですが、どうしてもこれだと保育</p>

	<p>所だけというような、保育所・幼稚園ぐらいいかなみたいなイメージを持っている方が多くて、私たちの会の学習会でもこの「等」には小学校とか中学校も入っていると講師の方が言っていて、実際に使ってみたいなという保護者の声も上がっていますが、やはり学校側としても今まで福祉との連携が難しかったり、少なかったりというところがあると思うので、できましたら「保育所・小学校」というように少しアピールというか、こういうシステムがあることをアピールしていただけたら、保護者の方も使いやすいし、先生方もさらにお母さんの一方的な要望ではなく、ちゃんとかいいう体制があるということで学校側も受け入れてくださるのではないかなと思います。</p>
議長 (櫻井会長)	<p>来年からさらに対象が拡大され、養護施設、乳児院まで含まれるようです。この辺をもう少し明確にわかりやすくした方がよいですか。</p>
桜井委員	<p>そうですね、療育施設も含めて、せっかく制度が変わっているのを入れる。</p>
議長 (櫻井会長)	<p>それについても事務局で検討していただきますか。2つ目は何ですか。</p>
桜井委員	<p>もう1つは72ページの「久喜市障害者団体連絡会」が、私は今までこの言葉を知らなかったのですが、どういう会が入っていらっしゃるのでしょうか。</p>
赤池委員	<p>久喜地区の集まりで、私ども久喜市久喜身体障害者福祉会婦人部、ベルベールさん、啓和会さん、久喜市久喜手をつなぐ育成会さん、今は4団体です。人権のつどいから「出てください」ということで、来所者の人が出ているのが、活動しているのがその1件だけで、ほかは今何もやっておりません。</p>
桜井委員	<p>ということは、ロビーでというのは。</p>
赤池委員	<p>年2回市役所1階ロビーで作品展示を行っております。久喜市久喜身体障害者福祉会婦人部、ベルベールさん、啓和会さん、久喜市久喜手をつなぐ育成会さんの4団体からの作品を展示しております。</p>
議長 (櫻井会長)	<p>せっかくの会なのにもったいないですね。なぜ活動がこんなに限られてしまったのでしょうか。高齢化でしょうか。</p>
赤池委員	<p>話すというか、打ち合わせる議題がなくなってしまったので、単純に言えば。前はいろいろあってやっていたのですが。ただ、このロビーにやるというのは毎年2回、春と秋ですか、これは私どもの婦人部の方が積極的にやって、出品したいということで頑張っているのですが。これは継続していただければと思います。</p>
議長	<p>会そのものはまだ存続しているんですね。</p>

(櫻井会長)	
赤池委員	会自体はあるのですが、何かあれば集まろうということで。
議長 (櫻井会長)	いろいろ課題がありますので、ぜひ再開のご努力をお願いします。
神委員	<p>今いろいろな質問の中で、例えば社協ならスポーツのことで障がい者の対応は何かありますよね。それと芸術・文化については連絡会がありますけど、24ページの⑦の上から3番目「生涯学習活動への参加について」で、これは要望事項だと思いますが、「市内にスポーツ・文化活動のサークルや教室などたくさんあるが、障がい者がそこに参加するのは難しい」とあります。「参加のための支援やグループづくり……」と書いてあって3団体が出ていますが、これは横のつながりは何かないのでしょうか。そういうことがあれば、実際に動いて活動しているわけですから、こういう要望事項がなぜ出てくるのかなと思うのです。</p> <p>やっていること自体についての啓蒙がちょっと足りないのではないかなと思われるのです。例えばスポーツなんかでは、今までも久喜市の体育館でやっているのでしょうけども、埼玉県には障害者交流センターがあります。これは設備がすごくいいのですよ。駅からの送迎のバスが出ています。あそこには結構参加されている方が本当にいらっしゃる。いろいろな障がいを持った方がいらっしゃいますから、例えばそういうことの啓蒙がもっと必要なのではないかな。というのは、障がい者の方が皆さんご存じなのかどうか分からないのですが、そういうことの啓蒙が必要ではないかな。あそこはスポーツもそうだけれども文化的なこともやっていますよね。いずれにしても参加するにはどこかに行かなければいけないわけですから、そうなるなああいうところの利用をもっとやればいいのではないかな。行くのにちょっと時間はかかりますけどね。</p>
赤池委員	今、身体障がい者の人は高齢化が進んでしまって年寄りが多いので、以前合併する前は社協さん主催でスポーツ大会をやっていたのですね。そのときはかなり知的障がいの人とか精神障がいの人が入って100人以上の人が出て体育館でやっていたのですが、今、これを見ますと、スポーツなんか去年は40何名しか出ていないので、本当に少ないですよ。
神委員	こういう意見はあるのだけど、こういう意見を出す方はどのぐらいの年齢なのか、よくわかりませんが、その辺をもう少し調整しながら、啓蒙するなり、何か方法が取れるのではないかなと思いますね。
議長 (櫻井会長)	今後、団体と市の調整をお願いして、これも盛り込むかどうか。交流センターは県立の唯一の拠点なので、いいかもしれませんね。その辺も含めて検討していただきますか。

<p>神委員</p>	<p>それともう1ついいですかね。手話については今、遠隔手話通訳サービスを採用したという話がありますけれども、これはずいぶん前にも話しましたが、聴覚障がい者で手話ができる方は全体の16%しかいないわけですよ。そうすると、手話ができない方は今までどおり筆談ということになるのですかね、当たり前ですよ。そうですね。それでしたら、例えばUDトークをご存じですかね。おそらく知っていると思いますけど。この辺を研究されて進めていったらよろしいのかなと思います。</p> <p>それと、要約筆記ですが、手話の方を派遣するというよりも、いろいろな講演会、講習会、会議などでは要約筆記があれば目視できるわけですから、どなたでも参加できますよね。ということは、久喜市では手話は言語になったのですが、こういう実際面では要約筆記が使われたほうがどなたでも活用できるので、こちらのほうを逆に進めたほうがいいのではないかと自分では思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>ただいまのご意見の中で、UDトークというものがございました。これはタブレット型の端末を使いまして、専用のソフトを立ち上げまして、画面上に、筆談で文字を書くとそれがそのまま書ける。また、声に出して話をする、マイクで拾って文字になって示されるというものです。例えば私がこういうふうに今しゃべっていることがそのままタブレットの中で文字になっていきます。そうすると、聞こえない方は文字で拾えるわけですね。さらに画面に指で文字を書くことができますので、お互いに文字を認識してわかるというものでございます。</p> <p>今回この遠隔手話通訳サービスのタブレットを全部で5台導入しました。市役所の本庁舎と各総合支所ということで、それが菖蒲、栗橋、鷺宮、それと社協さんということで5台です。この5台のタブレットにはそのソフトを入れまして、今回手話ではなくて筆談のほうが得意だという方にはそちらで対応するという仕組みを今、試行的に対応しているところでございます。</p> <p>それから、要約筆記ですが、文字で見ることができますから大変わかりやすいということで、それは先ほどご説明があったとおりでございます。このことにつきましては、どんどん採用してまいりたいというふうには思っているのですが、ただ、これも技術が要るものでそれをできる方が今市内にはいないため、委託しております。予算の兼ね合いもございまして、そういうところを踏まえながらやっていきたいと思っております。</p> <p>また、手話を使う方の中には、文字の読み書きが苦手な方もいます。読み書きは苦手だけれども手話だと非常によくわかるという方もいますので、手話と要約筆記と、並行して取り組ませていただきたいと思いますと思っております。</p>

	ます。
議長 (櫻井会長)	ほかにありますか。宮原さん、何かありますか。
宮原委員	昨日市役所さんといろいろとお話を持つ機会がありまして、お互いにすり寄ったかなと思っています。精神障がい分野に関しては今まで溜まっていたことの話し合いができて、とても有意義な時間が持てました。
議長 (櫻井会長)	ほかによろしいですか。まだ次回がありますけど、今ここでご意見いただければ助かります。法制度の改正に伴う変更事項もだいぶ盛り込まれていると思いますし、従来の計画よりも拡充しているのではないのでしょうか。施策のほうも数も増えたとし、量的整備というか、そういう面でより良いものになってきたかと受け止めているところでございます。 ほかにないですか。とりあえず今日のところはよろしいでしょうか。
小林(芽美) 委員	切れ目のない支援ということがうたわれていると思いますが、なかなか現場は途切れているなどという気、そういう気がしています。最初保健センターの健診で障がいがあることがわかり、親子教室があつて、それからそこで障がいが発見されて、それで学校に上がってどんどんステージが変わっていくのですけれども、どこに行きましようか、どこに相談しましようかということやはりまだあるという気。私はだいぶ昔の話なので今は違っていると思いますが、保健センターの人たちがあまり専門性がなかったりとか、福祉課の人たちにも昔の話ですけどサポートしてもらえなかったりみたいなこともあったのですけれども。そこがぼつりぼつりと切れて。保健センターに最初は頼っていくけれども、そこから学校に行くと就学したら変わっていくというイメージがあります。 今の若いお母さんたちは福祉のサービスがあるのでいろいろなところに関わって、自分で探していく人はそれぞれどんどん行ってらっしゃるのだけれども、切れ目がないとあるのだけれども、自分で探さなければ切れ目は切れたままという気がしています。それをどのように盛り込むのかわからないのですけど。保健センターがもっと拠点になってもいいのかなと昔から思っているのですけど、就学したらそこで終わりということがちょっと寂しいなという気がしています。保健センターは発見するところですね。
事務局	障がいの切れ目のない支援ということで、保健センターから保育園そして幼稚園から就学に向かって、就学したら今度は小学校、中学校、高校、そして就労に向かって、その段階を踏んで人間が成長していく中で、3歳児健診は保健センターでは母子保健法だから4歳で終わり。その次は就学指導に向けての、5歳児健診がないので就学まではそれぞれお母さんたちがいろいろ口コミで聞きながらあらゆる支援を受けられる方はちょっと頑

	<p>張ってみてねという時代がしばらく続いていたかと思います。</p> <p>先ほどの話に戻ってしまいますが、久喜市としてはそういう連携が不十分だった部分を見直しをさせていただきまして、平成26年度から保健の分野、障がい、子育ての支援の分野、そして教育指導課を含め、現在発達支援の協力をしてきている「きらら」の臨床心理士の先生なども含めて発達の連絡協議会を立ち上げて情報交換を行っております。そういう中から、小学校に上がる前にこういう状況があったんだな、そういうことをもっと学校のほうに情報を流してくれていけば、この子の支援を学校でもうちよっとうまく拾えたのにというご意見も出てきています。</p> <p>「サポート手帳」が埼玉県のほうから出ています。昔で言う「母子健康手帳」、お子さまが生まれたときの母子健康手帳と同じようなものになるのですが、この子の特徴はこういう障がいを持っていて、どういう刺激に対してどういう行動を起こすのかということを細かく記載したものをどこのステージに行っても提供して、自分でカルテを持ち歩いて、うちの子もはこういう特徴がありますよ、そこには保健センターからこういう支援をいつの時点で受けました、幼児期にはこういう支援を発達の先生からいただきました、臨床心理士からこういうテストしてもらいましたという、一連のカルテになるようなものをご家族自身がいつも持っています。サポート手帳の所持を推進するようにしております。</p> <p>一つずつの積み重ねになりますが、まずは関係者間で共有して事業を進めていき、そこからどのようなニーズがあって、どういう支援が必要であるか。個々の支援が必要なのか。それとも市として事業を立ち上げていく必要があるかなども含め、さまざまな角度から話し合うという事業を今進めているところでございます。また皆様からいろいろなご意見を頂戴できればと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
<p>議長 (櫻井会長)</p>	<p>だいぶ時間も経過してきておりますので、今回のところはそろそろよろしいでしょうか。また次の機会もありますので、特になければ終わらせていただきたいと思ひます。</p> <p>本日は長時間にわたりましていろいろなご意見、ご要望をたくさんいただきましてありがとうございました。市のほうでこれらの意見を踏まえて一部再検討をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。では、以上をもちまして議長の席を下ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>司会 (山崎課長)</p>	<p>長時間にわたりありがとうございました。以上で本日予定してございました議事が終了いたしました。委員の皆様には公私ご多忙の中ご出席いただきまして誠にありがとうございました。</p>

	<p>なお、次回の会議の日程でございますが、10月19日の木曜日、1時半からこの鷺宮総合支所4階のこの部屋を会場として予定しております。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、平成29年度第2回久喜市障がい者施策推進協議会を閉会といたします。ご協力どうもありがとうございました。</p>
<p>会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。</p> <p>平成29年9月22日</p> <p>会議録署名委員 赤池 勝夫 _____</p> <p>会議録署名委員 桜井 直美 _____</p>	